

# 告 示

## 埼玉県告示第八百九十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、令和二年八月七日付けで、次のとおり処分した。

令和二年八月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
株式会社 仲野	仲野 浩通	埼玉県ふじみ 野市大井千八 十一番地	三十日間の業務の全部停 止